

产学連携・人材育成関連支援について

経済産業省 イノベーション・環境局
大学連携推進室

科学とビジネスの近接化時代の大規模产学連携拠点形成事業

【R7年度補正 103億円】

- イノベーションに不可欠な“知の源泉”である大学が、産業界と連携して実施する研究開発の支援を通して、科学技術・資金・人材が集結・循環するエコシステムを形成することにより、ディープテック・スタートアップの創出等による研究成果の社会実装を推進する。

①地域産業クラスター中核研究

大学には新産業につながる研究成果があり、地域経済の発展のためにはその成果の社会実装と、社会実装を担える人材の育成が急務。大学が産業界と連携し実施する研究プロジェクトや人材育成に必要な研究費を支援を行う。

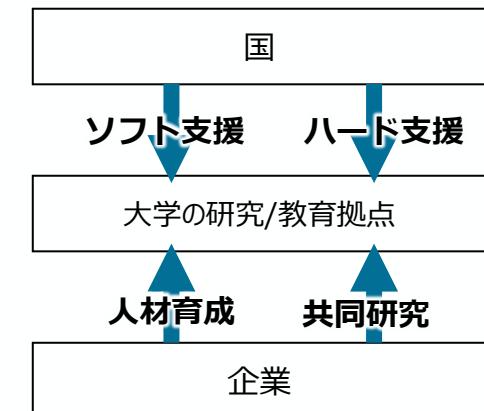
②国家戦略技術分野研究

我が国の産業競争力を強化し、世界で勝ち抜く産業を育成するためには、先進的な科学技術への産官学の集中投資が必要。特に、我が国にとって重要な技術領域においては、成長産業の創出を実現するための研究プロジェクトや人材育成に対し、重点的に支援する。

(※ 1) 支援対象の経費は、大学が進める社会実装のためのプロジェクトの実施に必要な研究費とし、産業界からの研究資金等の拠出（研究機器等の現物や人材を含む。）や、今後本事業で実施するプロジェクトの研究成果等で裨益する民間企業等から収入を得る計画を有することを採択要件とする。

(※ 2) 産学が連携した教育プログラム（契約学科）の新設等に貢献するプロジェクトを優先的に採択することを想定。

(支援スキームのイメージ)



(過去の支援先の例)

【広島大学：ナノデバイス・バイオ融合科学研究所】

- EV・宇宙・廃炉等の極限状態の半導体研究のため、500℃まで耐えられる評価設備等を導入。
- マイクロン・マツダ・ローツエ・タツモ等が協力。



产学が連携した人材育成～契約学科制度の創設について（案）～

1. 背景と目的

- ・「科学とビジネス」の近接化の中、イノベーションの源泉となる高度な人材を有するか否かが競争力に直結。
- ・韓国や台湾における取組も参考に、企業がより深く大学にコミットした形で、「知の拠点」である大学において、高度な人材育成を進めていくことが必要。

2. 契約学科の定義

- ・新しい产学連携の形として、産業界で活躍できる人材を育成するため、产学が協力して設置・運営する学位の授与を行う教育プログラム。
- ・そのため、産業界のリソース（資金提供、実務家派遣、産業界の動向提供など）と大学のリソース（他学部・教員との連携、教員・学生の確保など）を結集させることにより、最先端の教育研究環境の整備を進めるとともに、修了した学生の採用も視野に、企業でのインターンシップや产学共同研究への学生の参画などにより教育内容の充実を図る。

3. 求められる要件

- ・中長期的（10年程度）にわたり、継続して学位プログラムを設置・運営できる安定的な計画
- ・产学が連携した教育カリキュラムの制定
- ・企業から大学に対し、社員派遣や奨学金、現物寄附、共同研究費などにより、教育研究のためのリソースを提供

4. 今後の進め方

（1）令和8年度：モデル事例の創出支援

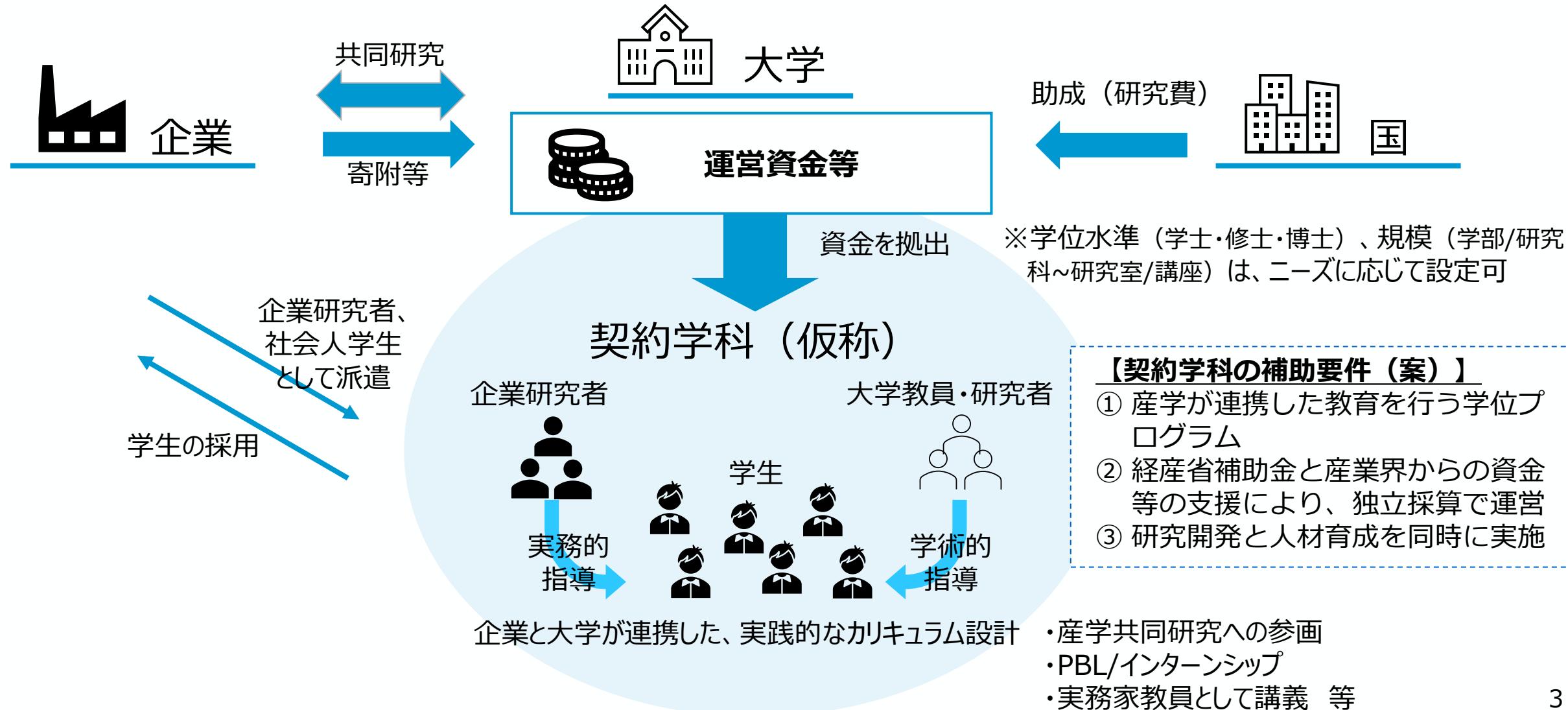
- ・NEDOの補助金による支援（補正予算・当初予算）：今年春から公募開始、今年夏前に採択
- ・認定制度の創設（契約学科の要件を満たしていることを認定）：今年中に公募開始・採択

（2）令和9年度以降：本格的な運用

- ・認定制度を年1回公募し、認定を取得した契約学科に対し補助

产学が連携した教育プログラムの新設等（契約学科（仮称））について

- ✓ 10年後の企業の中核となる人材を育成するため、产学が融合してビジネス化の牽引役となる人材を育成する取組を支援する。

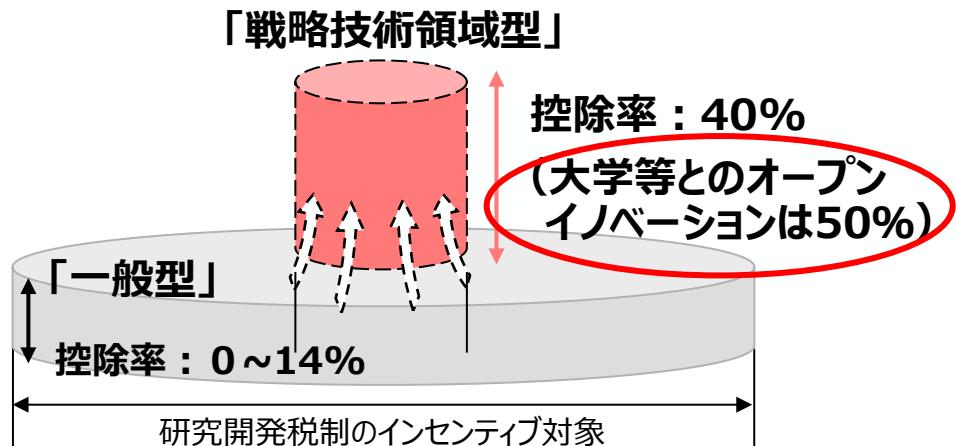


研究開発税制「戦略技術領域型」「大学拠点等強化類型」の創設

- 「強い経済」を実現する上で、戦略的に重要な技術領域の研究開発投資に重点化。
- このため、戦略技術領域の研究開発に対して以下の措置を講ずる。【適用期限：令和10年度末まで※】
 - ① 「戦略技術領域型」の創設：事業者が自ら実施する研究開発について控除率40%
(同様の制度を持つ韓国と同水準)
 - ② 「大学拠点等強化類型」の創設：特に高い研究力等を持つ研究拠点を特定し、①の事業者と当該拠点とのオープンイノベーションについて控除率50%
- 控除上限は①②合わせて法人税額の10%。控除しきれない分は3年間の繰越（研究開発を増やした年に利用可）を措置。

※令和10年度末までに認定を受けた計画に対して、認定日から最大5年間適用。

戦略技術領域型のイメージ



戦略技術領域：以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- ① A I・先端ロボット
- ② 量子
- ③ 半導体・通信
- ④ バイオ・ヘルスケア
- ⑤ フュージョンエネルギー
- ⑥ 宇宙

研究開発税制オープンイノベーション型の柔軟化

- 産学連携、博士号取得者の産業界での活躍を強力に後押し。オープンイノベーション型の手続き合理化等のため、以下を措置する。

①大学等との共同・委託研究（控除率30%）の手続き合理化：

一定の要件を満たす大学等との共同・委託研究については、第三者による監査を不要とする。

②高度研究人材の活用（控除率20%）の拡充：

高度研究人材の定義（適用年数）を拡充、研究テーマの公募要件等を緩和。

①大学等との共同・委託研究

- ・対象となる研究費の監査

	改正前	改正後（※）
大学等の手続き	大学等の確認	大学等の長（本部）の認定
税理士・会計士等の監査	要	不要

※大学本部の体制など一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等が対象



企業・大学等の手続きを大幅に緩和

②高度研究人材の活用

- ・高度研究人材の定義（適用年数）

博士号取得から5年未満

または

上記の者を採用してから5年未満（拡充）

- ・研究テーマの公募要件（提案者の範囲）

改正前

高度研究人材

改正後

拡充

使用者
(従業員)

博士人材の民間活躍の促進